

Ⅲ. ヒアリング調査

総務省及び自治体ヒアリング調査

研究初年度の2015年8月に総務省自治財政局財務調査課および調整課を訪問し、総務省地方財政統計90表及び社会保障に要する経費に関する調査（社保費調査）についてヒアリングを実施した。その際に本科研のために過去の社保費調査データ提供を依頼したが、実現しなかった。

二年が経過し、改めて2017年9月に別添の依頼を行った。これに対して、総務省財務調査課より、社保費調査の過去データをご提供頂き、社人研において内容を確認し、トライアル集計を行うことについて了承を得た。併せて、総務省より、統計の質に関する懸案事項として、純計がなされていない問題があり、社会保障費用統計において同調査を利用するに際しては、純計方法の検討が必要であることが明らかとなった。そこで、A市、B区、C県における社保費調査記入担当者に、社保費調査において純計が必要な項目の具体例、及び全体に占める規模感についてヒアリングを実施した。その結果、いずれの自治体においてもその規模は極めて小さいことが明らかとなった。そのため、トライアル集計においては、都道府県、市区町村の単純計を使用することとした。

B区のヒアリングより、「社会保障に要する経費に関する調査」記載要項によれば、「超過負担に係る地方負担は地方単独事業と整理し様式1に計上」とあるにもかかわらず、超過負担分を様式1ではなく様式3国庫補助事業費の方に計上していることが明らかとなった。記入要項等において誤りがないように注意喚起をすべきである。

C県のヒアリングでは、社保費調査が消費税の使途説明の目的のみであれば、ここまで詳細な調査を行う必要は無いのではないか、総務省から結果が非公表であるが、自治体は労力をかけて回答しているので、公表そして広く利活用されることを望むとのご意見であった。

社会保障費用統計においては、現在の社保費調査の様式による詳細データが不可欠であり、国の統計作成のために、社保費調査は有効活用されるべきである。今後、社保費調査を利用して計上するに際しては、国の基幹統計である社会保障費用統計に利用されていることを調査依頼に明記する等により、総務省より自治体に周知して頂くことが望ましい。

A市ヒアリング：その1 2017年5月30日訪問、 その2 2017年12月 メール照会

B区ヒアリング：2017年12月27日訪問

C県ヒアリング：2018年2月28日訪問

(別添1)

事務連絡
平成29年9月15日

総務省自治財政局 財務調査課 御中

国立社会保障・人口問題研究所企画部

「社会保障施策に要する経費に関する調査」に係るヒアリング・ご相談

1. 背景と目的

- ・総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」(以下、社会保障費調査)は、社会保障費用統計に準拠した定義のもと集計がなされていることから、社会保障費用統計では同調査の活用による地方単独事業の総合的計上を目指してきたところ。
- ・政府の「公的統計基本計画(第三期)」(平成29年度末閣議決定予定)において、社会保障費用統計の次期計画中の課題として、「国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、平成34年度までに改善を図る」ことが盛り込まれる見通し(統計委員会基本計画部会経済統計WG答申案 平成29年11月9日)。
- ・上記課題の実現のために、社会保障費調査のデータ提供協力をお願いするもの。

2. 「社会保障施策に要する経費に関する調査」のご提供について

(1) ご提供いただきたいデータ

①都道府県、政令市、市町村 集計データ

様式1：地方単独事業として実施する社会保障関係事業に要する経費

表側：7分野の項目別(事業番号1から192まで)

表頭：決算額内訳、職員人件費、事務職員分の内訳

(費用統計において、職員人件費は給付、事務職員分は管理費と分類するために必要。)

様式2：その他事業等の内訳

様式4：社会保障関係施設に係る投資的経費

②データ年次

調査開始平成22年度以降のデータ

まずは単年度データをご提供いただき、当方で内容を精査し、トライアル集計を行い、計上に向けた準備に着手したく存じます。

それ以外の過去データのご提供時期につきましてはご相談させていただきます。

- ・2年前のヒアリングにおいて、社会保障費調査の大項目レベルのデータ提供は可能というお話でしたが、その後、提供不能と回答を頂きました。その理由につきまして、当時詳細を伺っておりませんでしたので、改めて確認をさせて頂きたく、ご教示を願います。

- ・都道府県と市町村の純計後のデータを頂くことは可能でしょうか。2年前のヒアリングにおいては、純計額は算出していないとのご回答でしたが、算出しておられましたら、その具体的方法をご教示ください。
また、純計以外に、回答データを、総務省において加工している部分がありましたら、併せてご教示願います。

(2) データ提供可能時期

貴課における調査実施から集計とりまとめまでの作業スケジュールをご教示願います。9月に調査回答が集まった後、翌年度4月頃までに、データをご提供頂くことは可能でしょうか。社会保障費用統計では毎年8月1週目に公表しており、4月中のデータ入手が必要となります。

(3) 平成27年度調査(28年度実施)以降の社会保障費調査関係資料の提供

2年前に、平成26年度調査(27年度実施)まで、関係資料(依頼文、様式、記載要領等)をご提供頂きました。その後の調査の関係資料につきまして、ご提供願います。

(4) 統計法29条に基づく協力要請について

「社会保障施策に要する経費に関する調査」は統計法上の「行政記録情報」に該当すると考えられることから、統計委員会基本計画部会国民生活・社会統計ワーキンググループ第4回会合において、社会保障費用統計における地方単独事業の総合的把握のために、統計法29条1項に基づく協力要請を同調査の所管部局(総務省自治財政局)に行うべき旨、委員発言がございました。

同法に基づく依頼手続きを検討しており、まずは内々に打診させて頂く次第です。貴課のご意向をヒアリング当日お聞かせ願います。

【参考1】統計法 抜粋

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

(行政記録情報)

第二条 10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二条第二項に規定する行政文書をいう。)に記録されているもの(基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。)をいう。

【参考2】統計委員会基本計画部会国民生活・社会統計ワーキンググループ第4回会合平成29年8月4日
議事概要抜粋 http://www.soumu.go.jp/main_content/000504578.pdf

- ・地方分権改革などによって、地方公共団体の社会保障支出の地方単独事業化が進んだ一方で、データ利用に制約があるため、本統計では推計値を計上している。国際基準に準拠した社会保障の総合的な把握に必要なデータとして、総務省の「社会保障関係の地方単独事業に関する調査」結果など、地方単独事業を詳細に把握しているデータがあるので、そのデータを活用できるようにしていただきたい。
- ・社会保障費用統計については、より正確な統計が作成できるようにすることが基幹統計とした目的の1つでもあるので、是非、統計法に基づいた要請を行っていただきたい。

A市ヒアリング調査 その1

日時：2017年5月30日（火）14:30-16:30

場所：A市役所内 会議室

出席者：A市財政局（財政計画担当）3名

厚労科研プロジェクト 研究者2名

調査目的：2015年初回ヒアリング以降の変更点等について

1. 総務省社会保障費調査への回答協力

平成17-18年頃より依頼を受けている。地方財政統計90表が始まったのと同時期。

現在の調査票様式になったのは、税社会保障一体改革にかかる平成23年頃の調査の時。

2. 市の小事業レベルの財政データベース（提供を受けた、コード入り、小事業3700-3800項目）

款、項、目は、国が地方自治法で定めたもの。コードは各自治体が任意で付与する。

大、中、小事業の分類項目、コードも自治体独自のもの。

市ではこれらのコードをもとに分類し、それを国基準にあわせて再分類。

3. 財政統計調査 項目 昭和30年に変更 時系列で断絶

A市では、国科目と市の科目が一致していない。市は部局単位で整理。

行政の変化に応じた、国科目の変更が必要ではないか。

4. 国庫補助事業 必ずしも負担率の通りではない

国交省などハード系事業 おおむね負担率通りの交付。

厚労省などソフト系事業 上限つきで交付されることが多い。

5. 補単混合

補助事業を負担率から推計し、それを割り戻して国庫補助額を算出、事業総額から控除した残りが地方単独事業。

就学援助費及び修学旅行費については国庫負担、文房具費については市（交付税）。このように項目により負担者が異なるものもある。分かれたデータが得られる場合は分けて計上する。分けられないものもある。

6. 2年前からの総務省調査変更点

新規追加。

総合福祉 福祉人材確保 福祉ボランティア活動推進。

各費目の具体的な作成手順は以下の通り。

I. 事業費

総務省社会保障関係の事業に要する経費調査の作成手順は以下のパターンがある。

- (1) 小事業決算額を積み上げ (8割)
- (2) 小事業決算額事の内数で積み上げ (アとイで2割、ウが1割)
 - ア. 補単混合事業 国庫補助事業相当額を控除
小事業決算額－国庫補助事業の国支出額－国庫補助事業の地方支出額
国庫補助負担の地方支出額＝国庫補助事業の国支出額×補助率 (3/4) による割り戻し
 - イ. 障害者と障害児で按分
 - ウ. その他 純計額を算出し計上 会計間の重複がないように計上

II. 職員人件費

(正規人件費合計＋支弁人件費) / 職員数＝全職員ひとりあたり人件費 (8,392 千円)

支弁人件費：国科目では投資的経費に計上されているもの

上記単価に、職員録や聞き取り等により把握した人数を乗じる。

保健師がいくつかの事業にかかわる場合、総合福祉として計上。

社会福祉協議会が事業委託するものは、社会福祉協議会の支出ではなく、個別事業の支出として計上。

III. 施設整備費

様式1に計上されているのは、設備備品、など修繕費。建物をたてる費用は様式4の投資的経費。

A市ヒアリング調査 その2（純計について）

2017年12月19日照会

国立社会保障人口問題研究所が作成公表する「社会保障費用統計」では、総務省「社会保障に要する経費に関する調査」様式1を利用し、国際基準に沿って地方単独事業を総合的に計上する方法の検討を進めております。

検討課題の一つが「純計」の方法です。

総務省財務調査課によれば、同調査は都道府県、市町村それぞれに調査を行っておりますが、純計を作成しておらず、その方法を検討する必要があるとのことでした。

他方で、同課は「地方財政統計年報」において、純計を作成、公表しております。その純計方法を照会したところ、理由は不明ですが、開示は難しいとの回答でした。

そこで、当方において、「地方財政統計年報」の下記表について、都道府県、市町村等の単純合計と総括純計を比較したところ、補助費等うち都道府県に対するもの、同級他団体に対するもの、一部事務組合に対するものが純計では除かれていることがわかりました。

（添付ファイル）

「地方財政統計年報」

第2部 2-5 目的別、性質別歳出内訳のうち民生費、衛生費、労働費

2-5-1 表 目的別・性質別歳出内訳総括（純計）

2-5-2 表 都道府県目的別・性質別歳出内訳（単純合計）

2-5-3 表 市町村（政令指定都市・特別区・中核市・施行時特例市及び一部事務組合を含む。）目的別性質別歳出内訳（純計）

2-5-4 表 市町村（政令指定都市・特別区・中核市・施行時特例市及び一部事務組合を含む。）目的別性質別歳出内訳（単純合計）

つきましては、以下の点について、教えていただきたくお願いいたします。

1. A市の「社会保障に要する経費に関する調査」様式1に計上する事業のうち、下記に該当する事業はありますでしょうか。

性質別 補助費等 うち、
都道府県に対するもの・同級他団体に対するもの・一部事務組合に対するもの

2. 上記に該当する事業がある場合、様式1に計上する事業のうち、どのくらいが上記に該当しますでしょうか。およそで結構ですので、様式1総額の何割程度、あるいは総事業数の何割程度、として、規模感をお教えてください。

また、該当事業のうち金額が大きく代表的なものの例（〇〇事業費〇〇円のうち、補助費として都道府県に対して〇〇円が支出されている）をいくつか教えていただけますでしょうか。

【1・2 回答】

・本市においてお尋ねの項目に該当するものは次のとおりです。下記補足にもありますが、本市では該当する項目・金額は非常に少ない状況です。

(1) 都道府県に対するもの

・障害児施設措置費 3,248 千円

(2) 同級他団体に対するもの

・老人保護措置費 5,398 千円

・障害児施設措置費 4,929 千円

(3) 一部事務組合に対するもの

・後期高齢者医療広域連合負担金 28,794 千円

◆補足

(1) 「都道府県に対するもの」、「同級他団体に対するもの」について

①総務省で集計した際に純計作業を行っているものと推測されます。当方では、分類までで純計作業は行っていません。

②地方単独事業は上記回答のとおりですが、国庫補助事業としてはこれらのほかに、他自治体の保育所入所者や、県・他自治体の児童福祉施設入所者に対する「児童福祉施設措置費」があります。

③本市は政令市ですので、県立施設や他の自治体立施設へ措置するケースが少ないものと想定されます。中核市以下の自治体ですと、団体の類型や権能差により計上の仕方や純計の規模が大きく異なることが想定されます。

県（市町村課）にも聞いてみましたが、県内自治体の類型や施設の立地によっても、また都道府県それぞれの状況によっても大きな差が想定されるとのことでした。

(2) 「一部事務組合に対するもの」について

①県からの事務連絡に基づき、地方財政状況調査（決算統計）において、「純計後の数値」として総務省へ報告しています。したがって、県から総務省へデータが届く時点で純計を終えているものと推測されます。

②今回のお尋ねでは、添付資料で「五 補助費等」までとなっていましたが、後期高齢者医療広域連合負担金の一部は「十三 繰出金」の民生費・老人福祉費に計上してい

ます。

・基盤安定制度拠出金 1,546,109 千円

・療養給付費負担金 7,578,404 千円

③純計の対象外となりますが、②と同様に、国民健康保険事業会計繰出金は、「十三 繰出金」の民生費・社会福祉費に、介護保険事業会計繰出金は「十三 繰出金」の民生費・老人福祉費に計上しています。

3. 様式 1 に加えて、該当事業のうち補助費の金額、行き先を回答する様式が追加されたならば、自治体の担当者の回答負担がかなり増えると考えて宜しいでしょうか。

(総務省財務調査課によれば、純計に必要な情報の追加回答は、自治体の負担を増やすことになるため、実施困難とのことでした)

【3 回答】

・作業の負担はかなり増えることが想定されます。

本市のような政令市レベルであれば、財政課の人員もそれなりに配置され、おおむね目的別歳出で事務分担が決まっていますので、財政課の職員 2～3 人が事業所管課からの補足資料を入手した上で回答を作成することは可能と考えられますが、それでも純計内容の整理には 1～2 日程度を要すると想定されます。

これが町村レベルとなりますと、交付税や起債等の事務や出納審査、予算・決算の事務を同じ係で行っているところがあると聞いており、そういった自治体であっても作業内容は政令市とほぼ同じと想定されますので、本市よりも町村のほうが相対的に負担が増大すると考えられます。

念のため、県(市町村課)にも聞いてみましたが、ほぼ同じような回答をいただきました。

B区ヒアリング調査

日時：2017年12月27日（水）15:00-16:00

場所：B区役所内 会議室

出席者：B区政策経営部財政課 2名

厚労科研プロジェクト 2名

事前に別紙をお送りし、当日回答を頂いた。

1. 区から都への補助費

ほとんどが返還金であり、前年度都道府県から受け取ったものを、返還している。前年に都道府県支出金に計上され、一般財源には入っていない。

その他としては、自立支援センター事業費 23区負担金を都に対して支出。

2. 同級他団体への補助費

他区の保育所に通う場合、区で保育料を徴収し、その後本区から他区へ支払っている。

3. 事務組合への補助費

後期高齢者医療 都からの指示で補助、単独を割り振っている

4. 社保費調査 様式1と3の振り分け

補助事業の補助裏と超過負担分を含めて様式3に計上している。

過去においては超過負担分を様式1に振り分けていたが、今年、様式3に移し替えた。

5. 人件費の取り扱い

市区町村財政状況調 16表 職員給 出先機関を対象 人数に応じて按分
常勤職員のみ計上、再任用は含む。非常勤は含まない。

事業費と人件費は別扱いである。

例) ケースワーカー 人件費 同残業代 は社会福祉費として計上。

6. 基金の扱い

財源区分は、その他特定財源ではなく、一般財源に含まれる。

基金は投資的経費が多いので、多くは様式1ではなく様式4に計上される

7. 様式4投資的経費

現様式では補助事業と単独事業が分かれていないが、分けることは可能である。

8. 住宅関係費：区営住宅

使用料と一般会計からのお金を基金として積み立て 建て替え、修繕費等を支出している。

(別紙)

B区ご担当者様

2017年12月14日
国立社会保障・人口問題研究所

当研究所が作成公表する「社会保障費用統計」では、総務省「社会保障に要する経費に関する調査」様式1を利用し、国際基準に沿って地方単独事業を総合的に計上する方法の検討を進めております。

検討課題の一つが「純計」の方法です。総務省財務調査課によれば、同調査は都道府県、市町村それぞれに調査を行っておりますが、純計を作成しておらず、その方法を検討する必要があるとのことでした。他方で、同課は「地方財政統計年報」において、純計を作成、公表しております。その純計方法を照会したところ、理由は不明ですが、開示は難しいとの回答でした。

そこで、当方において、「地方財政統計年報」の下記表について、都道府県、市町村等の単純合計と総括純計を比較したところ、補助費等うち都道府県に対するもの、同級他団体に対するもの、一部事務組合に対するものが純計では除かれていることがわかりました。

「地方財政統計年報」

第2部 2-5 目的別、性質別歳出内訳のうち民生費、衛生費、労働費

2-5-1表 目的別・性質別歳出内訳総括(純計)

2-5-2表 都道府県目的別・性質別歳出内訳(単純合計)

2-5-3表 市町村(政令指定都市・特別区・中核市・施行時特例市及び一部事務組合を含む。)目的別性質別歳出内訳(純計)

2-5-4表 市町村(政令指定都市・特別区・中核市・施行時特例市及び一部事務組合を含む。)目的別性質別歳出内訳(単純合計)

つきましては、以下の点について、教えていただきたくお願いいたします。

1. B区の「社会保障に要する経費に関する調査」様式1に計上する事業のうち、下記に該当する事業はありますか。

性質別

補助費等 うち

都道府県に対するもの

同級他団体に対するもの

一部事務組合に対するもの

2. 上記に該当する事業がある場合、様式1に計上する事業のうち、どのくらいが上記に該当しますでしょうか。およそで結構ですので、様式1総額の何割程度、あるいは総事業数の何割程度、として、規模感をお教えてください。

また、該当事業のうち金額が大きく代表的なものの例(〇〇事業費〇〇円のうち、補助費として都道府県に対して〇〇円が支出されている)をいくつか教えていただけますでしょうか。

3. 様式1に加えて、該当事業のうち補助費の金額、行き先を回答する様式が追加されたならば、自治体の担当者の回答負担がかなり増えると考えて宜しいでしょうか。(総務省財務調査課によれば、純計に必要な情報の追加回答は、自治体の負担を増やすことになるため、実施困難とのことでした)

以上

C 県ヒアリング調査

日時：2018年2月28日（水）15:30-16:45

場所：C 県庁内 会議室

出席者：C 県自治振興部 2名

厚労科研プロジェクト 2名

事前に別紙をお送りし、当日回答を頂いた。B 区において、補助事業の超過負担を様式 3 に計上していたことから、C 県においても同様のケースの有無について確認を行った（問 2）。

1. 回答

- (1) C 県から他県への補助費は該当なし。社会保障経費に限らず、他県に対するものは少額。
- (2) C 県下の市町村において、
 - 市町村から都道府県に対するもの：該当なし。
 - 市町村から同級他団体に対するもの：管外公立保育所運営費負担金、障害者施策の広域連携にかかる負担金（作業所運営費等）。
 - 市町村から一部事務組合等に対するもの：後期高齢者広域連合事務費負担金。社会保障費調査様式 1 に占める割合は、2 市 1 町村の事例によれば、0.2-0.3%と規模は小さい。
- (3) 補助事業の超過負担の計上先
 - 市町村への照会時に、様式 1 と 3 に県の補足コメントを付し（別紙）各市町村も適切な計上に努めており、県においてもチェックを行っているため、超過負担分を様式 3 に計上するケースは少ないと考えられる。
 - 調査開始当初においては、国の事業名と市町村の事業名が異なるものについて、突合を行う必要があり、県において必要な情報を収集し、市町村において突合できるようにした。県による指導介入がないと、市町村において、事業をどこに計上するかの判断ができない。これらの点については、総務省にも意見出しをしたことがある。本県と同様の関与を他県においても行っているかは不明であり、対応にはばらつきがあるかもしれない。日本全体の制度を上げるために、ある県の事例を都道府県で情報共有する会議体をつくることについては、遠慮願いたい。参考になるのは、同類の都道府県であり、これまでも方法についてヒアリングを行ったことがあるが、それ以外についてはどれだけ参考になるかわからない。
 - 特に、基金事業について、国の名称と、市町村での事業名とが異なるケースが多い。全国的に実施されている事業であれば、全国一律に返還出来るかもしれないが、市町村のオリジナルな事業についてどこに振り分けるか個別に判断が必要。

2. その他

- ・社会保障費調査において、これ以上の追加調査負担は避けて欲しい。調査の目的が明

確で真に必要な調査であれば喜んで協力するが、国の政策に応じて様々な調査が降りてきて、対応に時間を取られる。調査の間を一つ増やす場合に、その回答にどれだけの時間費用を要し、それが 1741 団体におよぶこと、費用対効果を考えた調査依頼としてほしい。

- 東京のほかに、沖縄、北海道など、特別な地域対策の交付金等がある自治体において、社会保障関係の単独事業が大きくなる可能性があると思われる。
- 震災関連も特別会計が出所となっているものについては、地財調査 90 表の範囲外となるので、社会保障費調査には入ってこない。震災関連として、C 県では、住宅費減免、軽自動車の割引、住宅取得の減免などを行っている。
- 国は自治体に消費税の使い途を明示するようにとの政令をだし、そのフォーマット例として 5 分野程度に分けた様式を示している。その元データとして、総務省は社会保障費調査として詳細なデータ提供を求めているが、県としては、消費税の使い途説明のためだけであれば、ここまで詳細な調査を行う必要は無く、5 分類程度の大きくくりで報告を求めればよいと思う。なぜここまで負担をかけて詳細を答えなければならないのか納得がいかない。
- しかも総務省から結果が非公表であり、ますます目的がわからない。労力をかけてこたえているのであるから、公表、利活用されることを望む。

(別紙) C 縣市町村課 ご担当者様

2018年2月8日
国立社会保障・人口問題研究所

当研究所が作成公表する「社会保障費用統計」では、総務省「社会保障に要する経費に関する調査」様式1を利用し、国際基準に沿って地方単独事業を総合的に計上する方法の検討を進めております。

つきましては、以下の点について、教えていただきたくお願いいたします。

1. 自治体間の入り繰りに関して

総務省財務調査課によれば、「社会保障に要する経費に関する調査」では都道府県、市町村の入り繰りについて純計を行っておらず、その方法を検討する必要があるとのことでした。C 県および県下市町村に関して、以下の点をご教示ください。

- (1) C 県において「社会保障に要する経費に関する調査」様式1に計上する単独事業のうち、

補助費等

うち県から同級他団体に対するもの

に該当する代表的な事業名をお教え下さい。金額的に少ないと見込んでおりますが、正しいでしょうか。

- (2) C 県下の市町村において「社会保障に要する経費に関する調査」様式1に計上する単独事業のうち、

補助費等

市町村から都道府県に対するもの

市町村から同級他団体に対するもの

市町村から一部事務組合に対するもの

各々に該当する代表的な事業名を挙げて下さい。

また、上記に該当する費用が様式1総額に占める割合はどのぐらいでしょうか。およそで結構ですので規模感(総額の何%程度)をお教え下さい。また医療介護においてはやや大きいですが、子ども子育てでは小さいなど、政策分野ごとの偏りがありましたら、併せてご教示下さい。

2 超過負担分の計上先について

「社会保障に要する経費に関する調査」記載要項によれば、「超過負担に係る地方負担は地方単独事業と整理し様式1に計上」とありますが、超過負担分を様式1ではなく様式3 国庫補助事業費の方に計上しているケースは多くあると考えて宜しいのでしょうか。他の市町村のヒアリングにおいて、こうした要項に則らず様式3に記入している事例がありましたため、確認させていただきます。

以上